

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部スポーツ振興課
委託業務番号	令和2年度 長ス振第13号
委託業務名称	長浜市スポーツ振興事業委託
委託業務場所	長浜市宮司町1203番地 ほか
業務の概要	市民がスポーツ・レクリエーションに親しむイベントの開催事業、体力向上事業、ながはまスポーツ夢プロジェクト事業等の各スポーツ事業及び長浜市あざいお市マラソン実行委員会、びわ湖長浜ソーデーマーチ実行委員会等の団体事務局事務を公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団へ委託し、市民のさらなる健康の増進と競技レベルの向上を図るもの
履行期間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日
契約年月日	令和2年4月1日
契約額(税込)	43,579,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市地福寺町4番36号 [商号又は名称] 公益財団法人 長浜文化スポーツ振興事業団 理事長 松居 繁隆
契約相手方の選定理由	(公財)長浜文化スポーツ振興事業団は従来から長浜市スポーツ協会、長浜市スポーツ少年団等の各種スポーツ団体の事務局を担っており、今までの実績により強いつながりと信頼がある。また、長浜市陸上競技大会・長浜市駅伝競走大会等の市のスポーツイベントやお市マラソン等の事業実施をする実行委員会の事務局を行ってきたことで、実績とノウハウがあり、(公財)長浜文化スポーツ振興事業団に委託することで、スポーツ振興事業を効率的かつ円滑に事業が実施できるため。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>